

第8章 消防水利に関する基準

(法 33 条第 1 項第 2 号)

1 消防水利に関する法規定

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)

政令第 25 条

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

2 消防水利施設の計画

消防に必要な水利が十分でない場合に設置する貯水施設は、消防法第 20 条第 1 項の規定に基づく消防庁告示の消防水利の基準に従わなければならない。

(1) 基準の目的

この基準は、市の消防に必要な最小限度の水利について定める。

(2) 消防水利施設

消防水利とは、次に例示するもので消防法により指定されたものをいう。

ア 消化栓

イ 私設消火栓

ウ 防火水槽

エ プール

オ 河川・溝等

カ 濠・池等

キ 海・湖

ク 井戸

ケ 下水道

3 消防水利施設の給水能力

(1) 消防水利は、常時貯水量 40m^3 以上、又は取水可能量が毎分 1m^3 以上、かつ、40 分以上連続給水能力があること。

(2) 消火栓は、呼称 65 mm の口径のもので、直径 150 mm 以上の管に取り付けられていること。
ただし、管網の一边が 180m 以下になるように配管されているときは、75 mm 以上とすることができる。

(3) 私設消火栓の水源は、5 個の私設消火栓を同時に開弁したとき（1）の給水能力があること。

4 消防水利施設の配置

(1) 防火対象物から1つの消防水利に至る距離が次表の数値以下となるように配置する。

表 8-1 消防水利に至る距離

用 途 地 域		配 置 の 基 準	
		年間平均風速 4 m/ s 未満	年間平均風速毎分 4 m/ s 以上
市街地 及び 密集地	近隣商業地域	半径100m以下	半径80m以下
	商 業 地 域		
	工 業 地 域		
工業専用地域	工業専用地域		
	その他の地域	半径120m以下	半径100m以下
市街地又は密集地以外の 地域でこれに準ずる地域		半径140m以下	

(注) 消防水利の配置は消火栓のみに偏ることのないよう考慮すること。

(2) 次の条件を両方満たすときは、消防水利の取水点から 140m以内の部分には、その他の水利を設けなくてもよい

ア 当該水利が、3(1)に定める水量の 10 倍以上の能力があること。

イ 取水のため、同時に 5 台以上の消防ポンプ自動車が部署できること。

5 消防水利施設の適合条件（給水能力を除く）

次の各号に適合するものであること。

(1) 地盤面からの落差が、4.5m以下であること。

(2) 取水部分の水深が、0.5m以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること

(4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が 0.6m以上又は直径が 0.6m以上。

6 標識等の設置

消防水利施設には、見やすい場所に標識を設けること。